

Title	中井竹山研究序説 : 回顧と展望
Author(s)	田, 世民
Citation	懐徳堂研究. 2012, 3, p. 47-71
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/24629">https://hdl.handle.net/11094/24629</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 中井竹山研究序説—回顧と展望—

### はじめに

周知の通り、中井竹山（一七三〇—一八〇四）は懷徳堂四代目の学主である。懷徳堂は、竹山が学主として学校の経営に務めたもとで、さらなる成長と発展を遂げていった。学問においても、懷徳堂は儒学の基礎的な学習から高度な経学研究へと発展し、また史学などの領域への展開をもみた。特に、経学の研究においては、中井竹山・履軒（一七三二—一八一七）兄弟が果たした学術的な貢献は計り知れないものだったのである。

中井竹山は学問を修めるに謹厳な姿勢を取っており、数多くの著述を残している。また、竹山は「人情世態に通じて政治の才<sup>①</sup>」があったので、武士や文人など多くの知識人たちと交流を深めていた。その気運もあって、懷

田世民

徳堂には全国各地から学生が集まり、桃李門に満つというほどの盛況を見せた。そして、当時の知識人たちは大坂に立ち寄れば、必ずと言っていいほど懷徳堂を訪れ、ここは知識人たちが切磋琢磨をし文化交流を行う、いわば「知的ネットワークの拠点<sup>②</sup>」となっていたのである。竹山は三宅春楼（一七一二—一七八二）に継いで懷徳堂第四代の学主に就任してから、懷徳堂の経営と発展のために心を尽くしていった。一人の学校の経営者としてその活躍ぶちが突出していたからか、あるいはそのイメージが強かったからか、彼が学者であり思想家だったことが忘れ去られ、そしてその学問も重要視されなくなったのである。近代以降、懷徳堂に関わる論著は汗牛充棟というほど多く、富永仲基や山片蟠桃など懷徳堂の傑出した門人に関する研究も少なくなかった。しかし、中井竹山とその思想に関する研究は意外に手薄である。とりわ

け、中井履軒の研究と比較したら、質量ともにその差は歴然である。

以下、まず中井竹山に関する研究を振り返りながら、先行研究の偏向を指摘する。次に、中井竹山の著述を紹介し、現在その学問が広く研究されていない理由を述べる。そして、竹山の礼学研究の著作『礼断』と、その経世論著『草茅危言』によって、竹山の「廟制」論について考察する。最後に、今後筆者が目指している中井竹山研究の課題と展望について触れておく。

## 一、先行研究

これまでに、中井竹山が懷徳堂の経営者としてその官立化のために尽力し、懷徳堂の黄金期を築き、そして教育の面において華やかな業績を上げたことについての研究や紹介の蓄積が多かった。また、竹山と他の文人・儒者との交流に関する研究においても、少なからざる成果が上がっていた。例えば、「懷徳堂研究の最も基本的な文献としての価値を持つ<sup>③</sup>」として評価されている西村天囚（名は時彦、字は子駿。一八六五―一九二四）の『懷徳堂考』は、懷徳堂の学問背景を述べるほか、懷徳堂に関わりがあった人たちについても幅広く紹介している。

中井竹山については、西村は、竹山が二十九歳の時懷徳堂の「預り人」に就任してから学校の経営に力を注いでいたことを紹介したほか、竹山の「学行」「交游」「風采性格」などにわたって、かなりの紙幅を費やして論述している。それらはみな後の懷徳堂研究ないし中井竹山研究の基礎となった。

竹山の学問については、西村は「竹山履軒並に文章に長ぜしが、分けて文章は竹山の長技たり、竹山の文章に長じ、履軒の経学に長<sup>④</sup>」じたとして、竹山と履軒はそれぞれ文章と経学とに長けていると述べている。しかし、西村も書中に引いたものであるが、竹山が懷徳堂の講堂南面の両柱に掲げた聯には「経術心之準繩、文章道之羽翼（経術は心の準繩、文章は道の羽翼）」とある。その附説によれば、竹山は「蚤歳」の頃から「学問修行の主意は経術文章の二つにあり。此二つの到底を究めざるは、小成に安ずるの器にして、大成の業に非ず」と、経術と文章の両者の重要性を認めていた<sup>⑤</sup>。そして、結論において、「故に経術文章迭に修めて相待ざることを得ず、これ切要の義なり。等閑に心得べからず。是に因て愚拙の修身の事業は、この一聯にあり<sup>⑥</sup>」と竹山は述べる。そこから、竹山は文章を軽視する当時の風潮を批判するとともに、「経術」と「文章」とを同様に重視していること

がわかる。<sup>⑦</sup>

『懷徳堂考』の後、中井竹山の思想について全面的に紹介を行ったのは、加地伸行らが著した『中井竹山・中井履軒』である。例えば、同書は前述の竹山の経術・文章への考えを紹介したほか、門人藤江貞蔵への答書「答藤江生」（『竹山国字牘』所収）を引いて、竹山の古今の文章家に対する批評に触れている。つまり、竹山は文章家といえは「韓（韓愈）・柳（柳宗元）・欧（欧陽脩）・蘇（蘇軾）」と云より外はなし」と述べ、朱子については「朱子の文、時文（科挙試験に課した文章詩賦の文体——引用者注）の大家なり」として評価し、「この詩文を今学ぶべしと云では非ざれども、学者これを知らざるべからず」と述べている。他方、明代の文章家では方正学（孝孺）と王陽明を「この二家は、一代を圧倒すべし、必読ざるべからず」と高く評価している。竹山は「予のみに憎む所は陽明の學術なり」としながら、「陽明の文をよむたびに、撃節して称すれば、これその人愛憎によりて其文を取捨するに非ること明白なり。これ予深く自から信ずる所なり」と述べている。執筆者の山中浩之は竹山の陽明評価に対して、「その学問思想に対する好悪とは別に、陽明の文章を賛嘆しているのであるが、たてまえとはちがって、陽明学に対する好尚は実のところ、かな

り深かったのではないかと思わせる」と考察している。<sup>⑧</sup>

なお、『中井竹山・中井履軒』は「中国学との関わり」という一章の中で、漢詩文・音韻・経学・史学にわたって竹山と履軒の学問を紹介している。経学においては、主に荻生徂徠『論語徴』批判と『中庸錯簡説』に関わるものであり、竹山の経学著述には触れられていない。

これより先、平重道には「懷徳堂の経学思想」という一文がある。そこでは、中井履軒の経学思想についてかなりの紙幅を費やして紹介しているのに対して、竹山の経学については簡略的な叙述に止まっている。例えば、平は、竹山は師の五井蘭洲の「経解修正主義」を堅持したと述べ、竹山の経典解釈の態度を「經典のあるがま、の解釈に於いて宋註を回護しない」と指摘している。<sup>⑨</sup>そして、竹山の経学著述について「目録（『大阪名家著述目録』のこと——引用者注）に四書断、易断、書断、詩断、礼断、小学断の名が記されてゐるが内容を詳らかにしない」とした上で、「要するに彼は理論の提唱家であつて、実際の経解に沈潜した註釈家ではなかつた」と述べている。<sup>⑩</sup>

早期の竹山研究は、多くはその経済思想についての論述に集中されている。例えば、本庄栄治郎「中井竹山の経済思想」や、菅野和太郎解題『中井竹山集』、同「寛

政の改革と中井竹山」などがある。この方面の研究は、最近のものには吉川延太郎「中井竹山の経世」や西岡幹雄「制度の安定化フレームと社会意識の活性化―中井竹山の「経済」学と常平・社会論―」、同「中井竹山における「義利」と「制度組立」―制度認識に立脚した政治経済観を中心にして―」などの論考がある。

さて、小堀一正は「中井竹山の歴史観―その排仏論を中心として―」という一文のなかで、竹山の『逸史』編著の意図から、排仏論の意義、参勤交代改革論にわたって竹山の歴史観について述べている。小堀は結論において、「竹山にとって、歴史とは過去に遡及して現在の問題を導き出すものであった。現前する問題が彼の歴史観を規定しているといってもいい」と述べ、「歴史はその経世論を展開するための素材を提供するもの」であり、『逸史』編述は、結果として、『草茅危言』の予備作業である<sup>⑪</sup>と指摘している。その指摘は、竹山の思想を研究するときに留意しておかねばならないものである。竹山の史学についての研究は、ほかに藤直幹「懷徳堂の史学―中井竹山の『逸史』を中心として―」や、高橋章則「近世後期史学史と『逸史』」などがある。

また、藤本雅彦はその「中井竹山の公私観」において、主として『草茅危言』によって竹山の公私観を考察して

いる。藤本によれば、竹山における公私という言葉の用法には次の三つの特色があるという。(一)「それが上下の別と結びついていて」、竹山にとって、公私の別とは官民の別と同義であったのである。(二)「公私について語られる際には、常に利害得失が問題とされる」。(三)「公私をとともに利するものである場合には、その意見は、利のみを目指しているのではなく、義の和なるものという正当性の主張の根柢をもつ」という。なぜなら、竹山においては「公〓官も私〓民もともに利する道こそが義の和なるものとして説かれる」からである。そして最後に、藤本は竹山の思想の性格に触れ、このように述べている。「私の充実を通してしか公私をとともに利するような全体の発展はないとする竹山の主張が、公から私へと向う徂徠の方法を逆転させたものであり、したがって、そこには思想の奥深いところでの徂徠学からの影響があるために、却って激しい反撥を生み出しているように私には思われるのである」<sup>⑫</sup>という。

陶徳民はその『懷徳堂朱子学の研究』第三章「経世策の考案」において、竹山『社会私議』著述の背景から、竹山の「朱子社会法」理解の特徴、社会構想と「上下合体」の論理、『社会私議』の影響、そして竹山の「刻聖論広訓序」および和刻本『聖論広訓』の影響にわたって、

竹山の経世思想について考察している。陶はその後、「東アジアの救済私説としての社倉—中井竹山『社倉私議』考—」という一文を著して、竹山の『社倉私議』の意義を詳しく論述している。

なお、最近佐野大介は「懷徳堂無鬼論における中井竹山『ムクリコクリノ説答千秋』』という一文において、『竹山先生国字牘』所収の「ムクリコクリノ説答千秋」を逐条読み解いて、懷徳堂無鬼論との比較を通して、竹山の怪異に対する態度について考察している。

筆者は、中井家の儀礼書『喪祭私説』や竹山『礼断』などの資料を使って、儒礼実践の側面から、竹山らの礼説とその儀礼実践の間の関係を分析している。

## 二、中井竹山の著作

ここで、まず中井竹山の主要の著作をその内容によって、次のように分類して羅列しておく。

### 【経学】

『易断』（五卷五冊）

『尚書管見』（一卷一冊）

『詩断』（八卷四冊）

『礼断』（十卷五冊）

『春秋左伝比事蹄』（三卷三冊）

『四書句辨』（不分卷一冊）

『中庸懷徳堂定本（附中庸錯簡説）』（二卷一冊）

『中庸錯簡説』（一卷一軸）

### 【朱子学】

『竹山先生首書近思録』（十四卷四冊）

### 【史著】

『逸史』（十三卷十三冊）…懷徳堂蔵版、『近世社会経済学

説大系』第九卷等叢書所収

### 【論著】

『非徴』（七卷八冊）…懷徳堂文庫復刻叢書一

『蒙養編』（二帖、草稿は『奠陰消息』という）…懷徳堂

記念会『懷徳堂五種』活字翻刻

『詩律兆』（十一卷三冊）…懷徳堂蔵版

『社倉私議』（一卷一冊）…拙修齋叢書刊本『社倉私議并

附録』

『草茅危言』（五卷五冊）…懷徳堂記念会刊本、『日本経済大典』第二三卷等叢書所収

『公田説』(一巻一冊)・『日本経済大典』第二三卷等叢書所収  
 『経済要語』(一巻一冊)・『日本経済大典』第二三卷等叢書所収

【詩文集】

『竹山先生国字牘』(本編八冊・続編一冊・附巻一冊)・本編の中の三十篇は懷徳堂記念会『懷徳堂遺書』に『竹山国字牘』(上下巻)として収録  
 『冥陰集』(二十巻二十冊)・詩集八巻八冊、文集十二巻十二冊)・懷徳堂記念会『懷徳堂遺書』活字翻刻  
 『西岡集』(二巻一冊)・明治四四(一九一一)年刊縮刷影印本

【その他】

『代萱』(一冊)  
 『詩漁』(一冊)  
 『子華孝状』(一冊)  
 『走馬看灯』(一冊)  
 『災後堯言』(一冊)  
 『冥陰自言』(一冊)  
 『鶏肋篇疑文』(一冊)

『万年先生遺稿』(一冊)  
 『竜野貞婦記録』(一冊)  
 『竹山先生語録』(一冊)  
 『稲垣浅之丞純孝記録』(一冊)

以上は、大阪大学附属図書館懷徳堂文庫に所蔵されている手稿本、抄本や刊本(首書)の主要なものを挙げている。そのほか、『逸史』関係の資料や、懷徳堂関係の記載、そして竹山と履軒が補正校訂を施した父嵯庵の遺著『喪祭私説』<sup>5)</sup>などがある。以上の簡単な一覧から分かるように、竹山の著述の中では、よく知られている史著、論著そして詩文集はいずれも刊本のほか活字翻刻されている。対して、竹山の経学と朱子学に関する重要な著作は手稿本や抄本にのみ確認することができる。

また、よく竹山の研究に使用されている懷徳堂遺書『竹山国字牘』は、上記のように手稿『竹山先生国字牘』本編中の三十篇のみを収録している。両者の対照は【表一】に示しておく。【表一】によれば、懷徳堂遺書『竹山国字牘』に収録されている文章は、手稿『竹山先生国字牘』にかえて「闕」としてその内容を欠くことがある、ということがわかる。例えば、懷徳堂遺書『竹山国字牘』上巻に収録されている「答福島寿庵」や「与萱野氏」は、

手稿『竹山先生国字牘』にその内容は確認できない。また、両者に文章の収録順序が一致しないところがある。例えば、【表一】に網をかけたところの「上中納言菅公建学私議」は、懷徳堂遺書『竹山国字牘』では下巻の最後のところに収録されているが、手稿『竹山先生国字牘』では六冊目に収録され、しかもその内容も「不全」として全文が収録されていない。そして、それ以上に重要なことは、懷徳堂遺書『竹山国字牘』に収録されていない、未だ手稿『竹山先生国字牘』の中に眠ったままの竹山の諸書簡に、さらに脚光を浴びせて研究していく必要がある、ということである。

中井竹山研究の低調については、前述のように、竹山の学校の経営者としてのイメージが強かったせいもあって、その思想内容はあまり重視されず、それに関する研究も手薄である。また、竹山の経学関係の著述は皆手稿本や抄本の形で懷徳堂文庫に眠っており、未だ活字翻刻して公開されていないことも、竹山が広く研究されないということの一因であるといえる。ゆえに、中井竹山研究を促進するために、まずその著述を整理して一日も早くそれを翻刻公開することがその焦眉の急であらう。

【表一】

懷徳堂文庫蔵手稿 『竹山先生国字牘』	懷徳堂遺書『竹山国字牘』
竹山先生国字牘目録一 総計三十五紙	
答尾池左左善 闕	
答福島寿庵 闕	答福島寿庵(卷上一丁、「上一」と略す。以下同)
答宮良佐 闕	
与萱野氏 闕	与萱野氏(上一)
与平寿王 闕	
与菱川右門 闕	
答大藤浪江	答大藤浪江(上一)
与辛島氏	
答雑喉三	答雑喉三(上一)
答僧英信	
答松尾権大夫	
与宮原文進	
答加藤子常	答加藤氏(上一)



答丸川千秋問目	答丸川千秋	
源語梯辨		
答宮武生問目		
答子厚		
ムクリコクリノ説答千秋		
答森島千蔵		
答国枝子謙	答国枝子謙 (上五)	
答貞蔵		
答中川主水		
楓橋詩解		
答嘉善		
竹山先生国字牘目録一 総計九十三紙		
答貞蔵大学大全問目		
答服部善蔵		
答頼千秋非徴解嘲	非徴解嘲答頼千秋 (上六)	

答片山右門論遊記ノ略	答片山右門論遊記ノ略 (上二)	
答安東多記		
餅菓子干菓子ノ辨答石井文蔵		
竹山先生国字牘目録三 総計四十八紙		
答小西純達井田説		
答鹿島文宰	答鹿島文宰書 (上一六)	
答加藤子常	答脇子善 (上一五)	
答脇子善		
小田生二口授ス		
答尾池加仲太		
答魚石	答魚石 (上一三)	
贈平島館主肉色手製之法	肉色手製之法贈平島館主 (上一)	
答原恥叔逸史問目		
答松藩谷某	答松藩谷某 (上九)	
扶乗木ノ説		
答貞蔵論字学	答貞蔵論字学 (上八)	

答谷生論主一無適	答谷生論主一無適(上三八)
答股野嘉善	
答片山右門	
与藤江貞蔵	与藤江貞蔵(上三五)
復尾藤志尹	復尾藤志尹(上三三)
伐蛟説ノ辨 闕	
再答齋藤高寿	再答齋藤高寿(上三〇)
答齋藤高寿	答齋藤高寿(上二六)
經濟要語	
与今村泰行論国事 闕	与今村泰行論国事(上二二)
答安東多記問目	
竹山先生国字牘目錄四 総計六十一紙	
答頼千秋論平側考序	
上執政松平和泉侯論文章	
答服子安	
答小西純達問目	

竹山先生国字牘目錄五 総計五十一紙	
答鹿文宰	
闕 応宮川侯之需懷徳堂諸聯附説	応宮川賢侯尊命大書呈上懷徳堂諸聯附説(下一)
答赤水長窪玄珠平側考ノ辨	
答菱川右門	
再答菱川右門	
竹山先生国字牘目錄六 総計四十七紙	
答猪飼修蔵 闕	答猪飼修蔵書(下三)
上中納言菅公建学私議 不全	上中納言菅公建学私議(下三六)
答脇子善大学章句問目	答脇子善大学章句問目(下八)
紫雲并副墨辨答千秋	紫雲并副墨弁答千秋(下一二)
竹山先生国字牘目錄七 総計七十八紙	
答大室渋井氏第一書	答大室第一書(下一九)
同 第二書	
同 第三書并追啓	追啓(下二三)
答石原氏 闕	

答宮武生	
答貞蔵論文	
石碑神主ノ辨答人問 闕	
雜記 闕	
太孺人ノ辨	
竹山先生国字牘目錄八 総計二十七紙	
答藤江貞蔵大君称謂ノ辨	答藤江貞蔵書(下二三)
答藤江貞蔵文章大意	答藤江生(下三〇)
竹山先生国字牘続編 総計六十一紙	
答宮良佐	
答頼千秋	
答丸川一郎	
答岩村生海棠辨	
答松藩谷某	
答尾藤志尹并別副密啓	
答宮武正蔵	

与吉田大津留二君	
附録 社倉ノ事	
竹山先生国字牘附卷	
斎藤高寿与竹山先生書三篇	
答斎藤高寿并再覆	
逸史問答	
菱川宇門与竹山先生第三書	
折たく柴の記中(下四二)	

### 三、中井竹山の廟制論

#### 『礼断』における竹山の廟制論

周知のように、『草茅危言』は時の老中松平定信(一七五八〜一八二九)の求めに応じて献上された、中井竹山の経世論著である。それは懷徳堂の経世論を集大成したもので、懷徳堂知識人の儒家文治主義に立脚した主張をなにより体现したものであるといえる。また、竹山の経学や史学の著述における主張が、『草茅危言』のそれと通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者と

しての竹山が、その時代の種々の現実問題に應えるために発した言説は、その経学思想や歴史観にそのまま反映されているものでもあるのである。これは、竹山の思想を理解するために一つの重要な前提である。以下、宗廟制をめぐる『礼記』と『草茅危言』の議論を取り上げ、竹山の主張を考察してみたい。

『礼記』王制篇に、「天子七廟、三昭三穆、与太祖之廟而七。諸侯五廟、二昭二穆、与太祖之廟而五」とある。これは後世のいわゆる「天子七廟」「諸侯五廟」という宗廟制の理論的根柢の所在である。竹山はその当該段落の欄外にこのような評注をつけている。

竹山曰、天子七廟、周家之制、以文武二宗、百世不遷也。其廟數蓋備於後嗣以成王為祖廟之日、而其法周公預設之也。<sup>16)</sup>

上の文章から、次の三つのポイントに整理することができる。つまり、竹山によれば、

- (一)「天子七廟」という宗廟制は「周家」、すなわち周王朝の制度である。
- (二)周の七廟というのは、後述の「太祖」の後稷に「二宗」（文王・武王）、そして「四親廟」<sup>17)</sup>としての高曾祖

考からなっている。

(三) その制度は、周の成王を補佐していた周公があらかじめ定めておいたものである。ということである。

【図一】『礼記』卷三、王制第五



経学における「天子七廟」をめぐる解釈については、古く前漢の時代から学者たちがそれぞれの理論的根柢をもって議論し、特に宗廟の数をめぐってさまざまな主張を出してきていたが、いまだに定説がないといわれている。<sup>18)</sup> その議論のポイントは、文・武「二祧」<sup>19)</sup>は果たして七廟という廟数の中にあるのか、というところにある。代表的な論者は鄭玄と王肅であり、前者は文・武二祧は七廟の中に含まれると主張し、後者はそれに対抗して文・武二祧は七廟の中に数えられないと主張した。鄭玄の注釈によれば、『礼記』王制篇にある「天子七廟」云々

の記述は、「此周制。七者、太祖及文王・武王之祧、与親廟四。太祖、后稷」（『礼記正義』）という。鄭玄のいうところの廟制は、太祖廟一、二祧、親廟四、あわせて七廟となる。

一方、王肅の『聖証論』によれば、「周之文・武、受命之王、不遷之廟、權礼所施、非常廟之數。殷之三宗、宗其徳而存其廟、亦不以爲數」という（『礼記正義』孔穎達疏所引）。つまり、王肅においては、文・武二廟が「不遷之廟」となったのは、後人が二王の徳行と功績を慕い尊ぶためにその廟を存続したからであり、常の廟の數つまり七廟の中に數えられないのである。王肅のいうところの廟制は、太祖廟一、親廟六、變宗之廟二、あわせて九廟となる。

それ以来、歴代の礼学家たちは鄭玄説派と王肅説派とに分かれ、その議論はさらに錯綜を増し、清代に至っても決着はなかなかつかずにいたのである。<sup>20)</sup>

いずれにしても、中国歴代の学者たちは、天子の廟制をめぐってさまざまな議論を行って主張を出してきたが、主として上の『礼記』王制篇の記述をその理論的根拠としている。しかも、例外はあるかもしれないが、学者たちは大概「天子七廟」をいつの時代にも通用する、いわば「定法」として考え、それを議論の前提としてい

ることが分かる。

さて、「天子七廟」をはっきり規定したものととして、王制篇のほかに祭法篇の次の文章がある。

是故王立七廟、一壇・一墀。曰考廟、曰王考廟、曰皇考廟、曰顯考廟、曰祖考廟、皆月祭之。遠廟為祧、有二祧。享嘗乃止。

しかし、竹山は『礼断』の中で上の記事に対して、かなり強い語気で次のような評注をつけて否定している。

竹山曰、是篇廟制、漢儒謬妄之尤甚者、置於弗問可矣。<sup>21)</sup>

前稿において指摘したことであるが、竹山『礼断』や履軒『礼記雕題略』にはしばしば、漢儒の「妄作」を指弾することがある。例えば、履軒は『礼記雕題略』祭法篇の冒頭で「是篇所記、往往不合於礼制、於義亦甚不安。漢儒妄作之尤者。今不拳辨」、と述べているのがそれである。<sup>22)</sup>

【図二】「礼断」卷八、祭法第二十三



『草茅危言』における竹山の廟制論

しばらく竹山の先の議論に戻ってみると、上記の(一)と(二)は前漢以来の学者の議論によるもので、目新しい主張ではない<sup>(23)</sup>。それに対して、(三)の主張つまり「天子七廟」の制度は周公があらかじめ定めておいたものであるということは、ややユニークなもののように見られる。そのことを考える手がかりのものとして、『草茅危言』卷之二「宗廟の事」の次の叙述を挙げることができる。

竹山はまず「愚は曾て窃に此事に於て私議を設け含みし事有、今其説を左に詳にす<sup>(24)</sup>」とした上で、周の廟制についてこのように述べる。

七廟は周を始とすべし。周は后稷を太祖とし、文王武王を祖宗とし、四親廟に加へて七廟たる事明白也。然れども是も周公の成王を補佐し、礼楽を定められし時は、大王・王季・文王・武王にて四親なり。大王より上には宗と立べきものなし。夫故に追王も大

王迄なれば、其時は太祖と合せて矢張五廟なるべく、其後成・康・昭の王々を経て、穆王・共王の時に始めて六廟七廟と定りし成べし。尤文武の功德は云にも及ばぬ事故、周公の礼を制せられし日に、後々親尽たる時、文武は百世不遷の廟とすべしと兼て定め置かれたる事はある間敷に非ず。何分周は全く文王・武王に因て七廟となりし也。若其前後に功德の劣らぬ明君ありなば、八廟とも九廟ともなすべし、必七に限りたる事には非ず。差当りし周公の徳を以て若継統の君あらば、豈七廟に拘りて其廟を毀つべけんや。天子七廟と堅く心得たるより、後世は功德無ても強て増て七数に備へたる也。然らば功德の君多く有ても、おして減じて七数に止る事とせんや、甚然るべからざる事也。周の世は衰へながらも長く続きたるは、七廟と云事数百歳云ならはし、『礼記』等の諸書にも多く出る故、周一代の制と云に心付ず、何となく天子の通制となるは、後世の諸儒深く考へざるの誤也<sup>(25)</sup>。

例によって、まず上の文章のポイントを次に整理しておく。

(A) 周の歴代の王…

后稷(太祖)<sup>(2)</sup> …… 太王↓王季↓文王↓武王(四親廟)

↓成王(周公の時代。五廟)

↓康王(太王を遷す。五廟)

↓昭王(王季を遷す。五廟)

↓穆王(文王を遷さず。六廟)

↓共王(武王を遷さず。七廟)

(B) 周公は文武を「百世不遷」の廟と、かねて定めておいた。

(C) 七廟に限らず、明君が出たら、八廟や九廟になってもよい。

(D) 七廟は周一代の制と知らず、天子の通制とするのは、後世諸儒の誤りである。

そこから分かるように、『草茅危言』の所論は『礼断』のそれを踏まえており、そしてより具体的である。

竹山によれば、成王・周公の時、太王・王季・文王・武王の四親廟に后稷の太祖廟を加えると、周の宗廟数は五廟である。康王と昭王の時、それぞれ「親尽」した太王と王季を遷す。宗廟数は五廟のままである。穆王の時、文王を遷さず六廟となり、そして共王の時、武王を遷さず七廟となる。周の「七廟」の制はここにおいて成立す

る。文・武の「百世不遷」の廟は、周公が周の礼制を考案する時あらかじめ定めておいた制度である。周王朝の宗廟が七廟となったのは、功德のある文・武二王を「二宗」として、その廟を百世不遷にしたからである。もしその前後にまた功德のある「明君」が現れれば、七廟とは限らず、八廟や九廟になる可能性もある。その周の七廟の制が後世に伝わり『礼記』などの書にも載っているから、儒者たちはそれを周一代の制と知らず、そして天子の通制と誤解してしまったのである。

いってみれば、竹山は鄭玄のいう太祖廟一、二祧、親廟四の七廟説を受け継いでいるといえる。一方、「文武二廟周公制作説」や「七廟非天子通制説」は竹山の独特な主張である。しかし、それを竹山の礼制に対するユニークな解釈とのみ理解してはいけない。つまり、日本の現実に対する竹山の問題意識と合せて考える必要があるのである。

竹山は『草茅危言』「宗廟の事」において、八代將軍吉宗の治世を賛美した馬場文耕の『明君享保録』を引いて、徳川將軍家の廟制についてこのように述べている。

『明君享保録』に、享保御代始の上意に兼て仰おかれけるは、凡天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟

と「礼」にあり。然に御当家既に上野並に増上寺の廟所七廟有て天子の如し、是武家の法に過て、聖人「礼記」の心に叶はず。然れども有来りたるを毀ち仕廻ん様もなし。唯当時我邦の礼儀華美に成て、礼儀の真実に叶はず。予今にも相果なば、東叡山の常憲公（五代將軍綱吉の法名「常憲院」からの尊称——引用者注。以下同）の御靈屋と相殿にすべしと上意遊ばされしと見ゆる。是より同殿の制起り、今日に至れり。

徳川家の將軍靈廟は開祖の家康以来、七代目の家継まで皆廟を設けていたが、八代將軍吉宗の時から「靈廟」の建設を取り止め、既存の靈廟と「相殿」にして奉祀してきたのである。諸侯にあたる將軍家にしては、七廟は僭越ではないかという危惧に対して、竹山は「然れば今日にても制度の立様に依る事にて、強ち関東の七廟を僭として嫌はせ給ふに及ばざるべし」という。そして、次のように述べる。

今日の諸侯は本より五廟に従ふべき者なれば、江戸の御事は六廟・七廟の内、何にても其当を得給ふと謂べし。扱太祖（家康ニ安国院）の廟は申奉るに及

ばず、台徳大君（秀忠ニ台徳院）は守成の良君にて、創業の内にも関せ給へば、是元より不遷の宗たるべし。其余親尽させ給ふは祖廟に祀し奉り、一廟一宗を四親に合六廟たるべし。有徳大君（吉宗ニ有徳院）は今尚四親の御内なれども、中興（興ニ）明君の御事、殊に御血脈も是より改らせ給へば、後日中宗の類と立奉るべき御事なれば、今存る所の七廟の内、一廟空くして後世を待せ給ふべきか。廟を豫め設け置と云は、『毛詩』の疏に見へたり。夫は必采べきの説にあらねども、是は今既に七廟あるに就て説を立てる也。後世必用ゆる所ある廟を毀ち去べきにもあらぬか。何れにも空廟如何ならば、仮に孝恭世子（十代將軍家治の嫡子家基）御廟とし、幾千秋の後七廟に満たる時もあらば、世子は先廟中に附祀在せらるべきか。又は万代無彊の御事故、此後賢明の君の宗とすべきは、十主も二十主も在せらるゝとも、左様に廟制を増事先王の法に非ざれば、若已後功德盛にして祀し奉る間敷事有なば、今日同殿の制に任て、古きより段々と二宗の廟に合享任せられ、何分今迄来りたる七廟を、万代不易の制と立させ給ふべき事、聖人の中制に叶はせらるべき御事ならんか。



竹山はここでは、將軍家既存の七廟を『礼記』などの礼制によって制度化しようとしている。本来、諸侯は五廟であるべきであり、將軍家の七廟は明らかに僭越の嫌がある。しかし、先述のように、竹山は『礼記』王制篇に規定された天子の廟数に対して、決して拘る必要はなく、明君が出れば八廟でも九廟でもよいと主張している。諸侯の廟数についても同様である。

つまり、太祖の家康の廟はもろんのこと、秀忠は「守成」の功德があるから「不遷の宗」とすべきである。かくして「親尽」した祖先は順次「祧し」て、一廟一宗を四親廟に合せて六廟になる。そして、現在既存の七廟のうち、一廟を空けておく。それは、後日吉宗を「中興明君」として「中宗」と立てて、そこに奉祀するためである。廟をあらかじめ設けておくということは、『毛詩』の疏に見える竹山は述べるが、その所在についてはまだ確認できない。しかし、そのことは先に見た「文武二廟周公制作説」を想起させる。つまり、竹山は、周公が文武二廟をあらかじめ定めておいたとされることを、徳川將軍家に応用しようとしていたのである。経学研究の実践的応用とでもいえようか。

他方、竹山は朝廷の廟制に関して、「王室は堅く故例旧格を守り給ふ御事なれば、今更妄りに新規の議を建べ

きに非ず。縦ひ議し得て理ありとも、万々行れぬ事なるべけれども、内心に斯もあらまほしきと思ふ事を試に述るなれば」と、前置きをしながら、次のような意見を開陳する。

何よりも王室に四親の御廟のなき事、恐ながら事を缺たる義にて、明王の孝を以天下を治るの意には齟齬すべし。若神の御裔の御事故、人間の制度を以て推べからずとならば、御歴代皆神に祝ひ奉るべき御事也。夫もなくて唯園陵計りなるは、何とも穩当ならぬ方あるにや。夫とも時に従ひ一日を揣れば、今更周室の太祖に三昭三穆を分ち設る様にと擬議するには非ず。唯是今の園陵の存せる寺中に就て、少なき神祠を四社設けたる如くにして、茅茨采椽の古を慕ひ、黒木の御所、木の丸殿等云如くありなば、他の祠宇寺觀の侈靡を戒る為にも宜しかるべく、又は唯一字を設け、宋朝の制の如く同殿異室とするも簡当べきか。因て其国忌を置て、歳に一度勅使を以て高曾祖考の四世を祭奠在せられ、其余の四時節序の祀典等は、其有無疏数の制は尚又宜きに従ふ方あるべし<sup>(3)</sup>。

竹山においては、皇室には陵のみあつて祀るための御霊屋がないことを「穩当ならぬ」としつつ、中国の周の「太祖に三昭三穆」というような七廟を新たに設けるわけにもいかなのである。そこで、例えば茅茨剪らず采椽削らず（『韓非子』五蠹）というような質素な「神祠」を四社設けたり、あるいは社殿を一つだけにしてその中をいくつかの部屋に区切つて歴代祖先を祀るといふ「同殿異室」の制にしたりするがよい、と竹山は提案をする。そして、竹山は皇室の廟制を具体的にこのように述べている。

扱上世祖宗を論ずるに、伊勢内宮は天照大神にて「太祖」の廟、外宮は原廟也。加茂は神武天皇にて人王の「始祖」の廟、下鴨は原廟也。宇佐八幡は応神天皇にて「世宗」の廟、百世不遷の類成べし。雄徳山の尤明白を得たる応神以降にて、夫故「始祖以後の始祖」の心にて甚重ぜらる、御事と聞伝ふ。世に大坂の小橋博勞の宮並に高津の宮は仁徳天皇也と云伝ふ。古今第一の聖主成ば、血食の長きも当然也。其功德の盛成は、「高宗」とも称すべきの類也。また志賀の旧京に天智天皇の御廟有と聞伝ふ。果して然

らば是は職冠公の良佐を得て、中興の明主たらせ給へば、「中宗」と云の類成べし。是皆「不遷の宗」と建奉るべき者に有ん。或は新に上世の功德を論ぜば、尚又品もあるけれども、既に廢するは挙ざるの明文も有ば、唯在来りたる祠廟にて宗数を擬議するのみ。

最後に結論において、「右の如く成ば二祖二宗と云てもよし。三祖三宗と云てもよし。二祖二宗と、又三祖三宗とても不可成事なし。是に四親を加て八廟・九廟・十廟の内、何れに取とも是を我邦天子の廟制と」するということである。先の「七廟と限らず、明君が出たら、八廟や九廟になつてもよい」という竹山の主張は、ここにおいても見られるのである。

ところで、黄彰健は「令彝」という銘文の研究によつて周の廟制を明らかにしている。それによれば、周公の時に「京宮」と「康宮」の宗廟が建てられ、京宮は后稷を、康宮は文王・武王をそれぞれ奉祀している。文・武を祭る康宮はもともと百世不遷の「太廟」であり、『礼記』祭法篇などにいうところの「二祧」ではない。そして、後嗣の王の亡き後、その廟は康宮の区域内に建設され、康宮は真ん中にあり、嗣王の廟はその両側に配置される。

ゆえに、周の宗廟は后稷に文王・武王、そして嗣王の高曾祖考四親廟を合せて、七廟である<sup>34)</sup>。

はたして周の宗廟制は黄の述べるとおりであるとすれば、竹山の「周公があらかじめ定めておいた」という主張は間違いであるほかならない。しかし、周の宗廟制に周公が多分に関わっていたことを大胆に指摘し得た竹山の見識は、やはり驚嘆するに値するものである。また、上述のように、儒者である竹山は儒教の伝統儀礼もつてその理論的根拠として、その時代の現実問題の打開に応えたのである。

### 中井履軒『礼記雕題略』の所論

ところで、中井履軒の『礼記雕題略』のなかにも、竹山『礼断』や『草茅危言』と似たような主張が見られる。

雖天子、四世親尽、則祧之、礼也。宜并始祖太祖為六廟。此記者摭周家典故、謬以七廟為成法耳。即若其說、大祖之外、当別立始祖一廟、則是八廟、而後其制始備。其謬、蓋申記者不考周家七廟之故耳。

按韋玄成伝、詔曰蓋聞明王制礼、立親廟四、祖宗之廟、万世不毀。玄成議曰、周之所以七廟者、以后稷始封、文王武王受命而王、是以三廟不毀、与親廟四

而七。<sup>35)</sup>

周公作礼楽、在成王之世、而其追王、止於大王王季。則是成王之時、四親廟并始祖、仍是五廟矣、未有六廟七廟之制也。何則文武仍在親廟之数也。拠此、康王之時、祧大王、昭王之時、祧王季、而猶仍五廟。穆王之時、不祧文王、而六廟。共王之時、不祧文武而七廟始立。二世室之制、蓋定於此時也。但是周家所独、豈可為王者通制哉。

履軒『礼記雕題略』と竹山『礼断』との所論の異同やその意義についての詳しい考察は他日を期するが、ここでは履軒の上引所論のポイントを次のようにまとめるに止めたい。

- (イ) 履軒において、天子の廟制は六廟(始祖、太祖、高、曾、祖、考)であるべきである。
- (ロ) 周の廟制にしたがって、七廟を「成法」としたのは王制篇の記者の誤謬である。
- (ハ) 周の七廟の制を天子の通制とすべきではない点において、竹山と履軒は一致する。
- (ニ) 周公が予め七廟の制を定め置いたとする主張は履軒にはない。

【図三】『礼記離題略』 卷上、王制篇



### おわりに——今後の課題と展望

先述のとおり、これまでに竹山が懷徳堂の経営者として、積極的に官立化を図り、懷徳堂の黄金時代を築いたこと、そして教育において華やかな業績を上げたことなどについては、すでに数多くの研究がある。また、竹山と他の文人・知識人の交流に関する研究においても、少なからざる蓄積がある。しかし、『易断』・『詩断』・『礼断』・『四書断』といった竹山の経学著述について深く掘り下げて考察を行う研究は、管見の限りまだ見られない。また、竹山と文人や知識人の交流に関する研究においても、多く人間関係と詩文応酬の紹介に止まり、相互の間の往来書簡に立ち入って学問や思想内容に関する分析は不十分である。

そこで、今後の中井竹山研究について、竹山思想の研究および竹山と近世日本知識人の文化交流、という二つの側面から進めることができるかと筆者は考えている。竹山思想の研究においては、まだ広く知られていない竹山の数々の経学著述について整理し、翻刻公開することが当面の急務である。竹山と近世日本知識人の文化交流においては、『竹山先生国字牘』をはじめ、竹山に師事した門人や交遊を深めた知識人との間の往復書簡を利用し

て、その間の学問論議の内容と意義について分析することが求められる。そして、竹山の学風や懷徳堂の学風が大坂以外の地においていかに展開し伝承されたのか、についても考察する必要がある。

筆者は今後、これまで懷徳堂に関する膨大な研究蓄積や、筆者が竹山らの礼学思想とその儀礼実践について考察したものをとくに、深く研究を進めていきたい。当分は、関係資料の収集・分析作業を重ね、次の四つの問題意識の探究に取組んでいきたい。

(一) 竹山『礼断』の礼説を詳しく分析し、そして『草茅危言』など竹山のほかの著述との関係を考察したい。また、竹山『礼断』と履軒『礼記雕題略』との所論の異同を含めて、近世日本における礼学思想についてさらに詳しく探究していきたい。

(二) 竹山『易断』の内容を分析し、本書と竹山のほかの著述との関係を検討する。そして、竹山の易学思想と履軒『周易逢原』との所論の異同を考察する。

(三) 竹山のほかの経学著作について研究し、竹山の経学思想の全体像に迫る。

(四) 竹山と他の知識人たちの往復書簡を分析して、その学問論議の内容を探究する。そして、それらの知識人たちがいかに竹山の思想主張を理解し、自らの思想

にいかなる影響を与えていたのかを考察する。

そして、中井竹山の学問や思想は東アジアにおいていかなる意味を持つのか、そのことを含めて広い視野から中井竹山の研究を進めていきたい。

#### 【附記】

本稿は二〇一一年一〇月二九(三〇)日、中国杭州の浙江工商大学にて開催された「東亜漢文学研究——回顧与展望」国際学会議における発表を改訂したものである。なお、本稿は台湾・行政院国家科学委員会專題研究計画(研究課題名:中井竹山の思想及其与近世日本知識人的文化交流、二〇一一年八月一日(二〇一二年七月三二日)による研究成果の一部である。

#### 注

- (1) 西村時彦『懷徳堂考』(財団法人懷徳堂記念会、一九二五年)、五七頁。
- (2) 湯浅邦弘編著『懷徳堂事典』(大阪大学出版会、二〇〇一年)、七四頁。
- (3) 『懷徳堂事典』、二〇九頁。
- (4) 『懷徳堂考』、五六頁。
- (5) 中井竹山「応宮川賢侯尊命、大書呈上懷徳堂諸聯附説」、西

- 村時彦編『竹山国字牘』（懷徳堂記念会、一九一一年）巻下、一丁表。引用にあたり、文中の片仮名を平仮名に替え、適宜表記を変えた。以下同断。
- (6) 「応宮川賢侯尊命、大書呈上懷徳堂諸聯附説」、『竹山国字牘』巻下、二丁表。
- (7) 中井竹山の文章論について、別稿で取り上げて詳しく検討するつもりである。
- (8) 加地伸行他『中井竹山・中井履軒』（叢書・日本の思想家二四、明徳出版社、一九八〇年）、一七二頁。
- (9) 平重道「懷徳堂の経学思想」（『文化』第六卷第八号、一九三九年）、六四九頁。
- (10) 平重道「懷徳堂の経学思想」、六五〇頁。
- (11) 小堀一正『近世大坂と知識人社会』（清文堂出版、一九九六年）、第二章「近世後期における「知」の特質」、第一節「中井竹山の歴史観——その排仏論を中心として——」、一〇三頁。
- (12) 『懷徳』五六号、三六頁。
- (13) 『懷徳』五六号、四三頁。
- (14) 詳しくは、田世民「懷徳堂における儒教儀礼の受容—中井家の家礼実践を中心に—」（『懷徳堂センター報』二〇〇八、二〇〇八年）、「中井竹山・履軒の礼学についての一考察」（『懷徳堂研究』第一号、二〇一〇年）を参照されたい。
- (15) より詳細な竹山著述目録については、前掲『中井竹山・中井履軒』巻末附録の著述目録や「新建懷徳堂」の「懷徳堂文庫」（<http://katokudo.jp/katokudo/Html/jam/bunko/index.html>）を参照。『中井竹山・中井履軒』の著述目録が示したとおり、大阪大学附属図書館のほかに、竜野市立図書館や大阪府立図書館にも竹山の著述が所蔵されている。
- (16) 大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵中井竹山『礼断』巻三、王制第五、十四丁表。
- (17) 伊藤徳男の定義づけによれば、「親廟」とは「自分に近い関係にあり、親しみが未だ尽きないため祭られる祖先の廟をさし、父・祖父・曾祖父・高祖父の四廟を四親廟という」。回「前漢の宗廟制——七廟制の成立を中心にして——」（『東北学院大学論集・歴史学・地理学』一三号、一九八三年）、四七頁。楊淑瓊「西周廟制初探」（『台湾・中国医薬大学通識教育中心』通識教育年刊』第五期、二〇〇三年）、九三頁。
- (18) 「祧」とは「遠廟のことで、親は尽きたが、功德によって代々祭られる廟である」。前掲伊藤徳男「前漢の宗廟制——七廟制の成立を中心にして——」、六〇頁。
- (19) 張書豪「從奏議到經義——西漢晚期廟數之爭析論」（『台湾・政治大学』政大中文字報』第十五期、二〇一一年）、一七一頁。
- (20) 中井竹山『礼断』巻八、祭法第二十三、十九丁裏。
- (21) 田世民「中井竹山・履軒の礼学についての一考察」、二二頁。なお、伊藤徳男は礼の根本原理である「義」（公義主義）と「情」

(私情主義)の問題に着目して、王制篇・祭法篇兩篇の相違

を次のように指摘する。「王制篇では功德よりも親近者をよ  
り重んじ、祭法篇では親近者よりも功德を重視していると言  
えるであろうし、これを前述の「義」と「情」とに分けてい  
えば、王制篇は「情」に、祭法篇は「義」に重きをおく、す  
なわち前者は私情主義、後者は公義主義の立場をとるといえ  
よう」という。「前漢の宗廟制——七廟制の成立を中心にし  
て——」、六一頁。なお、前漢時代の宗廟制をめぐる礼説に  
ついては、藤川正数「前漢時代における宗廟礼説の変遷とそ  
の思想的根底」(『東方学』第二八輯、一九六四年)や、南部  
英彦「前漢後期の宗廟制論議等を通して見たる儒教国教化—  
—その親親・尊尊主義の分析を軸として——」(『日本中国学  
会報』第五十一集、一九九九年)を参照。

- (23) 例えば、前漢の韋玄成らの議論によれば、「周之所以七廟者、  
以后稷始封、文王・武王受命而王、是以三廟不毀、与親廟四  
而七。非有后稷始封、文・武受命之功者、皆当親尽而毀」(『漢  
書』韋玄成伝)という。鄭玄の「二祧」「親廟四」の説は、  
まさに韋玄成らの議論を受け継いだものである。前掲張書豪  
「從奏議到經義——西漢晚期廟數之爭析論」、特に一七七頁、  
一八五頁を参照。

(24) 滝本誠一編著『日本經濟大典第二十三卷』(明治文獻、一九  
六九年)、三四八頁。引用にあたり、適宜表記・記号を変えた。

以下同断。

(25) 『日本經濟大典第二十三卷』、三四九頁。

(26) 后稷と太王の間の歴代は、不窋・鞠・公劉・慶節・皇僕・差  
弗・毀隳・公非・高圉・重圉・公叔の通りである。竹山にお  
いては、「大王より上には宗と立べきもの」がないので、  
そのための廟もない、ということであろう。

(27) 『日本經濟大典第二十三卷』、三四七―三四八頁。

(28) 正確にいえば、吉宗が建設を取り止めたのは「仏殿」である。  
伊東龍一によれば、「八代將軍吉宗は享保五年(一七二〇)  
以降、仏殿等の造営を取り止めること」に決めたが、「御廟(宝  
塔前)拝殿」はその後も造営され続けたという。伊東龍一「徳  
川家靈廟の御廟拝殿―靈廟の建築形式と造営・修理費削減の  
ための幕府の方策―」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』、  
二〇〇二年)、二三一頁参照。

(29) 『日本經濟大典第二十三卷』、三五〇頁。

(30) 『日本經濟大典第二十三卷』、三五一―三五二頁。

(31) 『日本經濟大典第二十三卷』、三五〇頁。

(32) 「同殿異室」はまた「同堂異室」という。その祖先祭祀の制  
は後漢の明帝の時に始められて以来、歴代王朝の廟制となり、  
宋朝もそれを踏襲していた。朱子「祧廟議状」によれば、「自  
後漢明帝以来、公私廟制、皆同堂異室、歴世因之、未有能改」  
(陳俊明校訂『朱子文集』、台湾・徳富文教基金会、二〇〇〇

年、第二冊、五〇〇頁）という。また、吾妻重二は『朱子語類』卷第九十・礼七・祭の、「如今士大夫家都要理會古禮。

今天下有二件極大底事、恁地循襲。其一是天地同祭於南郊。

其一是太祖不特立廟、而與諸祖同一廟、自東漢以來如此」と

いう言葉を注釈して次のように述べる事が参考になる。「宗

廟が同堂異室をとっていることをいう。各世代の祖先ごとに

独立の廟を立てるのではなく、一つの廟堂内に複数の廟室に

仕切ったうえで、各祖先を一廟室に祀る。同堂異室制は後漢

の明帝期以降、歴代王朝の宗廟形式となり、宋朝もそれを踏

襲するが、朱熹はここで、太祖の廟のみは独立した廟堂を設

けるべきだという」（『東アジア文化交渉研究・別冊五』、二

〇〇九年）。竹山の意見はそれらを踏まえたものであろう。

(33) 『日本経済大典第二十三巻』、三五一―三五二頁。文中の鈎括弧は引用者による。

(34) 黄彰健「釈（令彝）所記「康宮」「京宮」、並論西周初年宗廟制度・昭穆制度」（同『周公孔子研究』、台北・中央研究院歷史語言研究所、一九九七年所収）、一三一―一六一頁。特に一四三―一五二頁を参照。

(35) 伊藤徳男によれば、「かれら（章玄成らのこと―引用者注）によれば、七廟制は周制である。これは、后稷が始封の君であり、文王・武王が受命の君であるから、これら三廟は不毀であり、それに親廟四を合せて七廟になったという」のであ

る。前掲「前漢の宗廟制——七廟制の成立を中心にして——」、四八頁。

(36) 大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵中井履軒『礼記雕題略』卷上、王制篇。

### 参考文献

#### 研究書

西村時彦『懷徳堂考』（財団法人懷徳堂記念会、一九二

五年）

加地伸行他『中井竹山・中井履軒』（明德出版社、一九

八〇年）

陶徳民『懷徳堂朱子学の研究』（大阪大学出版会、一九九四年）

小堀一正『近世大坂と知識人社会』（清文堂、一九九六年）

脇田修・岸田知子『懷徳堂とその人々』（大阪大学出版会、

一九九七年）

湯浅邦弘編著『懷徳堂事典』（大阪大学出版会、二〇〇一年）

宮川康子『自由学問都市大坂——懷徳堂と日本の理性の誕生』（講談社、二〇〇二年）



研究論文

本庄栄治郎「竹山先生の経済思想」(『懷徳堂文科学術講演集』第一輯、一九二五年。のち「中井竹山の経済思想」と改題し、同『日本経済思想史研究』、日本評論社、一九四二年所収)

菅野和太郎「解題」(同編『近世社会経済学説大系・中井竹山集』、誠文堂新光社、一九三五年)

平重道「懷徳堂の経学思想」(『文化』六卷八号、一九三九年)

菅野和太郎「寛政の改革と中井竹山」(同『近世日本の三大改革』、龍吟社、一九四四年所収)

藤直幹「懷徳堂の史学——中井竹山の『逸史』を中心として——」(『懷徳』二八号、一九五七年。のち、「中井竹山の日本史研究について」と改題し、同『武家時代の社会と精神』、創元社、一九六七年に所収)

藤川正数「前漢時代における宗廟礼説の変遷とその思想的根底」(『東方学』第二八輯、一九六四年)

伊藤徳男「前漢の宗廟制——七廟制の成立を中心にして——」(『東北学院大学論集…歴史学・地理学』一三三号、一九八三年)

小堀二正「中井竹山の歴史観——その排仏論を中心として——」(『日本近代の成立と展開(梅溪昇教授退官記念論

文集)』思文閣出版、一九八四年所収。のち同『近世大坂と知識人社会』清文堂、一九九六年所収)

藤本雅彦「中井竹山の公私観」(『懷徳』五六号、一九八七年)

高橋章則「近世後期史学史と『逸史』」(『日本思想史学』一九号、一九八七年)

吉川延太郎「中井竹山の経世」(『商業史研究所紀要』四号、一九九六年)

黄彰健「釈(令彝)所記「康宮」「京宮」、並論西周初年宗廟制度・昭穆制度」(同『周公孔子研究』、台北・中央研究院歴史語言研究所、一九九七年)

南部英彦「前漢後期の宗廟制論議等を通して見たる儒教国教化——その親親・尊尊主義の分析を軸として——」(『日本中国学会報』第五十一集、一九九九年)

伊東龍一「徳川家霊廟の御廟拜殿—霊廟の建築形式と造営・修理費削減のための幕府の方策—」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』、二〇〇二年)

楊淑瓊「西周廟制初探」(台湾・中国医薬大学通識教育中心『通識教育年刊』第五期、二〇〇三年)

西岡幹雄「制度の安定化フレームと社会意識の活性化——中井竹山の「経済」学と常平・社会論——」(『経済学論叢』五七卷四号、二〇〇六年)

- 西岡幹雄「中井竹山における「義利」と「制度組立」—  
制度認識に立脚した政治経済観を中心にして」(『経済  
学論叢』六〇巻二号、二〇〇八年)
- 田世民「懷徳堂における儒教儀礼の受容—中井家の家礼  
実践を中心に—」(『懷徳堂センター報』、二〇〇八年)
- 吾妻重二・佐藤実「『朱子語類』礼関係部分訳注一…『朱  
子語類』巻第九十・礼七・祭」(『東アジア文化交渉研  
究別冊五』、二〇〇九年)
- 陶徳民「東アジアの救済施設としての社倉—中井竹山『社  
倉私議』考—」(『東アジアにおける公益思想の変容…  
近世から近代へ』日本経済評論社、二〇〇九年)
- 田世民「中井竹山・履軒の礼学についての一考察」(『懷  
徳堂研究』第一号、二〇一〇年)
- 佐野大介「懷徳堂無鬼論における中井竹山「ムクリコク  
リノ説答千秋」」(『中国研究集刊』第五十三号、二〇  
一一年)
- 張書豪「從奏議到經義——西漢晚期廟數之爭析論」(台  
灣・政治大学『政大中文学報』第十五期、二〇一一年)